

---

# 川辺町雇用促進助成制度の概要

---

町民の雇用の確保と雇用従業員の地元定着の促進のため、町民等を従業員として雇用した事業者に対して助成金を交付します。

## ●助成金の額

・助成金の額は次のとおりとなります。

- ①雇用した従業員1名につき10万円（当該従業員1回限り）
- ②一事業者当たりの限度額は、100万円（平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に雇用される従業員が対象です。）

## ●助成金を受けることができる事業者

・次のいずれの要件にも該当する事業者の方が、対象となる従業員を雇用したときに助成金を受けることができます。

- ①町内に事業所を有する個人・法人であって、中小企業基本法に規定する中小企業者、小規模事業者で1年以上（創業者の場合は除く。）事業を営んでいること。
- ②雇用保険の適用事業所であること。
- ③風営法に定める性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業を営んでいないこと。
- ④暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員等でないこと。
- ⑤川辺町商工会の会員であること。
- ⑥町の指定管理を受けいる事業者でないこと。
- ⑦町税等の滞納がないこと。

## ●助成金の対象となる従業員

・次のいずれの要件にも該当する従業員が助成金の対象となります。

- ①事業者<sub>に</sub>直接雇用された者で、雇用保険の被保険者であること。（65歳に達した日以後に雇用された者は除く。）
- ②無職の状態にある者又は新卒者として雇用された者であること。
- ③従業員となった日（雇用保険の被保険者となった日）から事業所に1年以上雇用される者であること。
- ④1週間の労働時間が20時間以上あること。
- ⑤事業主の2親等以内の親族でないこと。
- ⑥従業員となった日に住民であり、引き続き1年以上居住していること。雇用した従業員が町外の場合は、従業員となった日から30日以内に住民となった者で、引き続き1年以上居住していること。
- ⑦企業立地促進条例に定める操業開始のために雇用した従業員でないこと。

## ●助成金交付申請前の報告

- ・対象となる従業員を雇用したときは、速やかに町へご報告ください。

## ●助成金の支払い等

- ・助成金の支払いを受ける場合は、概ね次の手続きとなります。
  - ①助成金の申請は、既定の様式により基準日から30日以内に申請（同一の事業者が同一の従業員を対象とする申請は1回限りとする。）を行う。
  - ②交付申請書及び交付請求書を役場に提出し、内容を審査し助成金の支給決定をします。
  - ③交付決定後、提出された請求書により支払いを行います。
  - ④偽りや不正により申請された場合は、助成金の返還等を求めることがあります。
- ・交付申請基準日は次のとおりとする。
  - ①従業員が町民の場合は、従業員となった日から1年を経過した日  
（参考）従業員となった日4月1日（初日） → 1年を経過した日は翌年の4月1日
  - ②従業員が町外の場合は、従業員となった日以後、30日以内に町民となった日から1年を経過した日  
（参考）従業員となった日4月1日（初日） → 30日以内5月1日（最終日） →  
→ 1年を経過した日は翌年の5月1日

## ●事業開始時期

- ・平成29年4月から雇用した方を対象に実施する。

# 川辺町雇用促進助成制度の流れ

